



なりたエコニュース

1日100グラムの減量にチャレンジ

成田富里いずみ清掃工場で処理される可燃ごみの量は増加傾向にあります。豊かな自然を守るためにも、ごみを減量していかなければなりません。

市民一人一人が1日100グラムのごみを減量すると、市全体で1日約13トン、1年間では約4,745トンのごみが減ることになります。1日100グラムのごみの減量は難しいと思われるかもしれませんが、毎日の生活の中の少しの心掛けで、気軽に実行できます。



- 資源物をきちんと分別しましょう
新聞紙・広告1日分で260グラム
- 生ごみは捨てる前にひと絞りしましょう
水切り1回で10～30グラム
- 買い物のときはマイバッグ・マイバスケットを持っていましょう
レジ袋1枚で4～10グラム
- 詰め替え用の商品を選びましょう
シャンプー容器で70～80グラム
- マイ水筒を持ち歩きましょう
500ミリリットルのペットボトルで40グラム
- 食べ残しを減らしましょう
ご飯1膳で150～200グラム

重さはあくまで目安であり、それぞれの大きさや素材によって変わります。ごみの排出をなくすことはできませんが、その量を減らすことはできます。皆様のご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



消費生活相談Q&A

コインパーキングの料金トラブルにご注意を

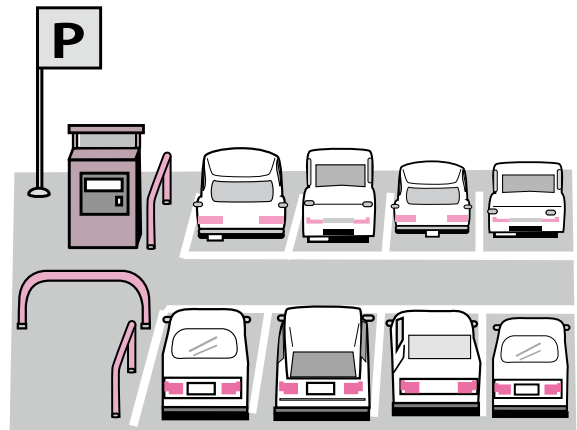
Q 12月31日にいつも利用している1日最大500円のコインパーキングへ駐車したら、高額な利用料金を請求され驚きました。何かの間違いかと思い管理業者に問い合わせたところ、年末年始の特別料金になっていると言われました。よく見ると利用料金案内の看板に、12月30日～1月14日の特別料金が記載されていました。仕方がないのでしょうか。

A コインパーキングは不特定多数の利用者が空いている駐車スペースに自動車を駐車し、利用した時間分の料金を支払う時間貸し駐車場です。駐車場によっては、休日料金と平日料金が違っていたり、周辺でのイベント開催時などに特別料金を設定することがあります。駐車場の利用料金や利用条件が分かりやすく表示してあれば、利用者は納得した上で駐車するので問題ありませんが、実際には表示が見づらく利用条件を誤解するといったトラブルが報告されています。事業者にお問い合わせでも、利用条件の表示はしてあり、利用者が合意の上で利用したのであれば、返金されない場合がほとんどです。

コインパーキングを利用する際は、入り口付近や精算機付近の利用案内をよく見て、料金や利用条件をよく確認しましょう。

看板には1日最大料金とともに「1日限り」「1回限り」「1時間当たり〇〇円」という表示がある場合がほとんどです。この場合、1日最大料金は駐車後1日間または午前0時を過ぎると1日経過したとされ、それ以降は1時間当たりの料金で計算されます。このため、想定していた利用料金より高額になることがありますので気を付けましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。





国民健康保険

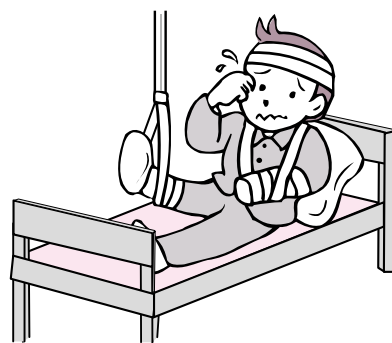
加入者が交通事故などでけがをしたときは

交通事故など、第三者(他人)の行為によって、けがや病気をしたときの医療費は、加害者が負担することが原則ですが、その状況により、医療機関で国民健康保険が使える場合があります。

国民健康保険を使う場合は、事前に保険年金課へ連絡し、承認を得てください。また、速やかに「第三者行為による傷病届」など、国民健康保険の手続きに必要な書類を提出してください。市はこれを基に、保険給付相当分の医療費を一時的に立て替え、後で被害者に代わり加害者に請求します。

医療手続き中の示談は慎重に

国民健康保険による医療手続き中に、加害者から治療費など



を受けたり、示談を済ませたりすると、国民健康保険が使えなくなったり、手続きが煩雑になり、解決までの期間が長引いたりします。示談などをする前に、必ず保険年金課に相談してください。

※くわしくは同課(☎20-1526)へ。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

平成30年度の特別徴収額

平成29年度に年金から国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を直接引き落とす「特別徴収」の対象だった人は、平成30年度も特別徴収になります(国民健康保険に加入している世帯主で平成30年度中に75歳になる人を除く)。

4・6・8月の特別徴収額は、仮徴収額として2月と同額になり

ます。平成30年度の年間保険税・料は、7月下旬に確定額をお知らせし、10・12・2月の額で過不足を調整します。

口座振替による納付も

特別徴収対象者のうち希望者は、口座振替による納付を選択できます。申し出の時期により口座振替への切り替え時期が異なるため、保険年金課へ問い合わせてください。

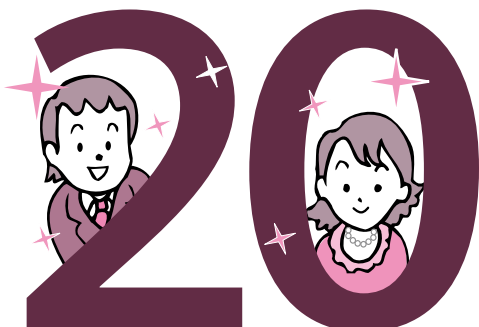
※くわしくは同課(☎20-1526)へ。



国民年金

20歳からスタート

成人を迎えた皆さん、国民年金の手続きはもう済んでいますか。日本に住んでいる20~59歳の全ての人は、国民年金に加入します。



国民年金は国が責任を持って運営する公的年金制度で、社会全体で助け合うことを目的としています。老後はもちろん、病気や事故などで障がいが残ったときや死亡といった万が一のときに支えになるのが年金です。

国民年金の保険料は月額1万6,490円(平成29年度)です。納付には毎月指定の口座から保険料が自動的に払い込める口座振替や、一度に前払いすることによって割引のある前納が便利です。

収入が少なく、保険料を納めることが困難なときには保険料免除制度が、学生(夜間部・定時制・通信制課程も含む)には学生納付特例制度があります。いずれも一定の基準がありますので、保険年金課に相談してください。国民年金への加入や変更、保険料免除申請などの受け付けは、保険年金課(市役所1階)と下総・大栄支所で行っています。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。